

久喜市商工会着ぐるみ使用要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、久喜市商工会キャラクター「来久ちゃん」・「しょうぶパン鬼-」・「栗橋みなみ」・「かがみん」・「つかちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、貸出を希望する別表に記載する着ぐるみ管理者（以下「許可者」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

なお、「栗橋みなみ」・「かがみん」の使用にあたっては公的機関に限るものとし、「栗橋みなみ」については別途「栗橋みなみ」着ぐるみ使用申請書（別紙1）を提出しなければならない。

また、「つかちゃん」の使用にあたっては、久喜市（久喜市内公共団体）や商工会がKADOKAWAの許可を得て久喜市内で使用する場合に限る。

(貸与の許可)

第3条 許可者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 久喜市商工会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 「栗橋みなみ」及び「かがみん」・「つかちゃん」の使用にあたっては、著作権者の許可が得られない場合。
- (6) その他、許可者が着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用料の納付)

第4条 着ぐるみの使用料は、原則1体につき 会員2,500円、会員以外10,000円（消費税別）とし、着ぐるみ使用許可書兼免除承認書を受ける際に現金納付しなければならない。

ただし、「栗橋みなみ」・「かがみん」・「つかちゃん」については、第4条は該当しないものとする。

(使用料の免除)

第5条 使用料を免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 久喜市、久喜市商工会が主催する事業に使用するとき。
- (2) 市内の学校が学校教育上の行事又は教育活動の一環として使用するとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか許可者が特に必要と認めるとき。

2 許可者は、前項の承認をしたときは、着ぐるみ使用許可書兼免除承認書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。
 - ①久喜市商工会及びキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
 - ②着ぐるみには、補助者が必ず付くこと。
 - ③着用之际して、正しく着用すること。控室等で着ぐるみの着脱を行い、原則として人前では行わないこと。
 - ④着ぐるみで事故等があった場合、利用者の責任とすること。
 - ⑤着ぐるみの中は熱くなるため、水分補給を行うなど中に入っている人のケアを随時行うこと。
 - ⑥雨天等で天候が悪化している場合の屋外利用は行わないこと。

(貸与許可の取消)

第7条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、許可者が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、許可者は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、許可者が別に定める。

附則1 この要綱は、平成26年10月1日より施行する。

2 この要綱の一部改正は、令和6年1月1日より適用する。

着ぐるみ管理者

久喜市商工会本所	〒346-0003 埼玉県久喜市久喜中央4-7-20
	電話 0480-21-1154 FAX 0480-21-2337
菖蒲支所	〒346-0106 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲193
	電話 0480-85-0311 FAX 0480-85-1028
栗橋支所	〒349-1123 埼玉県久喜市間鎌256-1
	電話 0480-52-1559 FAX 0480-52-1567
鷲宮支所	〒340-0217 埼玉県久喜市鷲宮4-8-8
	電話 0480-58-1202 FAX 0480-58-2227

様式第1号（第2条関係）

着ぐるみ使用申請書

令和 年 月 日

久喜市商工会

会長 小林 英一 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

久喜市商工会キャラクターの着ぐるみを下記のとおり使用したいので申請します。なお、着ぐるみ使用にあたっては、久喜市商工会着ぐるみ使用要綱を遵守いたします。

記

1 借用着ぐるみ（使用したい着ぐるみに○をご記入ください。同時も可とします。）

「来久ちゃん」

「しょうぶパン鬼一」

「栗橋みなみ」※公的機関のみ

「かがみん」※公的機関のみ

「つかちゃん」※久喜市または久喜市内公的機関、商工会がKADOKAWAの許可を得て久喜市内で使用する場合のみ

2 使用用途

3 貸出期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで

5 連絡先（担当者、電話番号）

6 添付書類（企画書等）

7 免除条件

別紙1

栗橋みなみ着ぐるみ使用申請書

令和 年 月 日

久喜市商工会
会長 小林 英一 様

申請者
住 所
氏 名

下記のとおり、「栗橋みなみ」の着ぐるみ使用致したく申請します。

記

イベント名	
イベント実施日	
参加人数	
使用場所	
イベントの内容/ 様子	
その他	